尼崎市弥生ケ丘・西難波墓園の使用に係る承継の手引き

墓地を承継する場合は、裏面の記入例を参考に「使用権承継許可申請書」に必要事項を ご記入の上、次の1~4の書類とともに弥生ケ丘斎場管理事務所までご提出ください。

※承継許可証は発行に1カ月程度かかります。日数に余裕をもって申請してください。 年間使用料の滞納がある場合は、手続き完了後に納付をお願いします。

○用語

被承継者=現在の使用者様 戸籍謄本=戸籍全部事項証明書 承継者 =お墓を継ぐ方

- 1 被承継者の使用許可証又は承継許可証(原本) 使用許可証等を紛失している場合は、紛失申立書をご提出ください。
- 2 承継者の住民票(※交付から6カ月以内のもの・コピー可・本籍地記載のもの)
- 3 承継者の戸籍謄本(※被承継者と親族であることが確認できるもの・コピー可) 承継者の戸籍謄本だけで親族であることを確認できない場合は、被承継者の原戸籍や 除籍等の書類が必要になります。
- 4 承継者が被承継者の祭祀を司る者であることを証する書類
- (1)被承継者がご存命の場合 被承継者の承継同意書
- (2)被承継者がご逝去されている場合
 - ア 承継者が、被承継者の配偶者である場合 戸籍謄本で配偶者であることが確認できれば、この書類は不要です。
 - イ 承継者が、被承継者の配偶者以外の場合(次のいずれか1つ)
 - (ア) 承継者が、被承継者の葬儀の喪主を務めたことが確認できる書類 (会葬礼状や領収書等のコピー)
 - (イ)被承継者の葬儀の喪主の承継同意書と、喪主を務めたことが確認できる書類
 - (ウ)被承継者の配偶者の承継同意書と、配偶者であることがわかる戸籍謄本 (コピー可)
- 5 返送用の切手を貼付した封筒 (A4 サイズの書類が入るもの) 後日、承継許可証を送付させていただきますので、返送先の郵便番号、住所及び氏名 を A4 サイズの入る封筒に記入して、140 円切手を貼付してください。

以上

○提出先及び連絡先

〒661-0970 尼崎市弥生ケ丘町 1-1 弥生ケ丘斎場管理事務所

TEL: 06-6491-2500

E-mail: yayoigaoka. saijo@obayashi-f. co. jp (受付時間 9:00~17:30、友引日及び元旦は休日)

(様式2-1)

許可	令和	年	月	日	- ②・ 夕小 ラケラブ ラブ・ラブ・ラブ・ラブ・ラブ・ラブ・ラブ・ラブ・ラブ・ラブ・ラブ・ラブ・ラブ・ラ	所長	係	公印
	第		号		承継許可証を			
受付	令和	年	月	目	交付します。			

使用権承継許可申請書 (記入例)

令和 年 月 日

指定管理者 あて

お墓を継ぐ方が 記入してください 押印は不要です

「被承継者」は 「現在の使用者」 のことです

〒やフリガナも必ず 記入してください

尼崎i

使用中の区画番号を 記入してください 申請者(承継者)

= 660-0052

住所 兵庫県尼崎市七松町 1-3-1-502

フリカ゛ナ アマカ゛サキ タロウ

氏名 尼崎 太郎

続柄 被承継者の配偶者・子・親族

電話番号 06-4869-3017

フリカ゛ナ アマカ゛サキ シ゛ロウ

緊急連絡先 氏名 尼崎 次郎

続柄 申請者の 配偶者 子・親族 電話番号 06-4869-3017

関する条例施行規則第 14 条の規定により、次のとおり申

請しまり。 尼崎市 弥生ケ丘・西難波 墓園 第00区第000-00号 使用墓地区画 本籍 | 兵庫県尼崎市東七松町 1-23-1 現在の使用者様について 被承継者 住所 | 兵庫県尼崎市東七松町 1-23-1 記入してください (現在の使用者) 氏名 尼崎 花子 生前承継・死亡承継〉墓じまい 承継理由 使用許可証又は承継許可証(原本) 1 2 承継者の住民票(交付から6カ月以内のもの・コピー可) 3 被承継者と承継者が親族であることを証する書類(コピー可) 添付書類 4 承継者が被承継者の祭祀を司る者であることを証する書類 5 返送用封筒

※太線の枠内のみ記入してください。

添付書類については 表面をご確認ください